

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 建築住宅課

法令名	宅地建物取引業法			法令の番号	昭和27年6月10日 法律第176号				
許認可等の種類	宅地建物取引士資格試験合格者の資格登録			根拠条項	宅地建物取引業法第18条第1項				
審査基準	<p>試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>（宅地建物取引業法第18条第1項）</p> <p>〔各号の概要〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 成年と同一の行為能力を有しない未成年者</li> <li>2 成年被後見人、被保佐人、破産者</li> <li>3 免許不正取得、業務停止処分事由に該当し情状が特に重い場合及び業務停止処分違反を理由とした免許取消しの日から5年を経過しない者</li> <li>4 免許不正取得、業務停止処分事由に該当し情状が特に重い場合及び業務停止処分違反を理由とした免許の取消処分の聴聞の公示の後廃業等の届出をしてから5年を経過しない者</li> <li>5 刑事罰処罰者等</li> <li>6 不正登録、宅地建物取引士証不正取得等を理由とした登録消除の日から5年を経過しない者</li> <li>7 不正登録、宅地建物取引士証不正取得等を理由とした登録の消除処分の聴聞の公示の後消除の申請をしてから5年を経過しない者</li> <li>8 事務禁止処分の期間中に消除の申請をした者</li> </ol> <p>法第18条第1項の国土交通省令で定める期間は、2年とする。</p> <p>（宅地建物取引業法施行規則第13条の15）</p>								
	受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間	21日	目次
						標準経由期間	日	NO	